

短期訓練に係る当面のスケジュール

別 添 2

平成26年1月10日現在

	省内	協会
1月中旬まで	業務スキームの調整 要領案調整	←→ 随時調整 体制について調整
中・下旬	要領案等労働局意見照会 QA等作成	
1月29日	全国求職者支援課室長会議 制度概要説明	
2月上旬	交付要綱、事業実施要領通知 (協会・局)	交付金交付 要綱等通知 訓練認定事務プロポーザル開始 ←→ 調整
2月6日	全国職業安定部長会議 制度概要説明	
3月上旬		訓練認定事務委託先選定・契約 訓練認定基準策定
3月下旬		訓練機関募集開始
5月上旬	受講生募集開始	
平成27年 3月	受講生募集終了 基金返還時期精査 返還手続き	

短期集中特別訓練について（案）

平成26年1月16日
職業安定局求職者支援室
職業能力開発局能力開発課

1 短期集中特別訓練（短期訓練）の認定等

(1) 概要

- 求職者支援訓練（3～6か月標準）の受講に踏み切れない人向けの特別の訓練として実施。
- 短期間（1か月中心）、段階的实施も可能とする。
- 座学よりも実技を中心に構成（実技5割以上（求職者支援訓練では3割以上））。

(2) 対象者

○雇用保険を受給していない者

○以下の者に積極的に受講勧奨

- ・求職者支援訓練を案内したが、受講を継続する自信がないなどの理由から受講につながらなかった者
 - ・長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない者
 - ・アルバイト経験しかなく、そのアルバイトも短期間での離転職を繰り返している者
 - ・求職者支援訓練を受講したが、体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者
 - ・地方自治体との一体的窓口（特に福祉関連施策との一体的窓口）利用者で就職のために訓練が必要と認められる者
 - ・1年以内に自治体等が行う生活訓練を受けた者
- など

※雇用保険受給者の短期訓練の受講は原則認めない

(3) 訓練コースの認定

○民間教育訓練機関が訓練コースの認定を申請。協会の定める基準（※協会は認定審査事務等を委託することが可能）に従って、申請内容の評価を点数化し、点数の高い機関から選定（※求職者支援訓練の新規参入の取扱いを準用）。

- ・評価事項 訓練内容、就職支援内容、企業実習の設定、キャリア・コンサルタントの配置状況 等

○短期訓練の事業期間中に2度目の認定申請が行われた場合、以前に行われた短期集中訓練の就職率が一定水準を下回る場合は、認定の対象外とする。

○訓練実施機関の認定にあたっては、訓練開始予定日から遡って3年間に於いて、職業訓練を適切に行っていたことがあることとする。

(4) 訓練の実施方法

○実技を中心とし、実技については訓練全体の5割以上を設定可能とし、座学は3割以内、企業実習は全体の2割以内とする。

○訓練期間は1か月以上3か月未満とし（1か月コースが中心）、段階的なコースを設定することも可能。

(5) 訓練実施機関による就職支援

○訓練実施期間中、毎月1回、ジョブ・カードの活用によるキャリア・コンサルティングを行い、訓練習得度の評価内容等の記載を行うとともに、今後の求職活動の方向性等について助言・指導を行う（受講前にジョブ・カード交付が行われていない1か月訓練の訓練対象者は、1か月の訓練期間内に計2回以上のキャリア・コンサルティングを実施）。

※外部のキャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングも利用可能。

(6) 短期訓練奨励金の支給

- 訓練実施機関に対し、出席率 80%以上の受講者 1 人あたり 12 万円/月支給。
- ※中途退校者に対しては 1 日あたり 6,000 円×訓練実施日数分支払う。
- 求職者支援訓練における付加奨励金のようなインセンティブの支給は行わない。

2 短期訓練の受講について

(1) 訓練の受講・就職支援

- ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティング等を実施した上で、受講申込を受付。
- 訓練実施機関による選考に合格した者に対し、受講勧奨を行うとともに、就職支援計画を作成（計画期間は訓練終了後 3 か月までとする。）し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。必要に応じて担当者制を活用。
- ※第 1 段階、第 2 段階をセットで受講したい者に対しては、両者をまとめて受講勧奨する。
- ※第 1 段階終了後に第 2 段階の受講を改めて希望する者は連続受講も可能。
- 指定来所日において就職相談等を実施。訓練受講に専念するため、訓練受講期間中においては、次の指定来所日までに行うべき就職支援措置を必須とはしないこととする。
- 短期訓練修了要件は 80%以上の出席とする。

(2) 連続受講の取扱い

ア 短期訓練→短期訓練

- ・段階を分けて設定されるコースの第 1 段階を受講した者については、第 2 段階を受講することが可能（第 2 段階→第 1 段階は不可）。
- ・段階を分けて設定されるコースをまとめて受講勧奨されたものの、第 1 段階のみで受講を中止した場合、キャリア・コンサルティング等を実施の上、再度第 2 段階の受講は可能。
- ※ 1 年事業のため、インターバルを設定しない（が、延長された場合には、短期訓練（第 1 段階）→短期訓練（第 1 段階）について、1 年のインターバルを必要とする）。

イ 短期訓練→求職者支援訓練

- ・短期訓練は求職者支援訓練を受講できない者を対象としていることから、基礎も含めて連続受講を可とするが、短期→基礎や分野が異なるコースでの受講を希望する場合には、キャリア・コンサルティングを行い、必要性を検討した上で、受講勧奨することとする。

ウ 求職者支援訓練→短期訓練

- ・求職者支援訓練等の受講後は、原則として短期訓練の受講勧奨はしない。例外として、訓練終了後 1 年経過しているとともに、上記 1（2）の積極的に受講勧奨する場合に該当する者に対し、受講勧奨を認めることとする。

(3) 中途退校

- 中途退校の取扱いについては、「やむを得ない理由」による中途退校については、再度の受講を可とする（給付金も可）。「やむを得ない理由」以外の理由による中途退校については、再度の受講を認めない。（※ 1 年事業のため、インターバル等は記載しない。）
- 「やむを得ない理由」について、訓練についていけない等を理由とする場合の取扱いについて、第三者（例：ケースワーカー、ハローワーク以外の支援機関）の証明等を含める方向で検討。

(4) 就職状況の把握

- 支援終了後（訓練終了後 3 か月後まで）の就職状況（雇用保険の適用の有無を含む）等を把握（就職状況報告書を訓練実施機関・ハローワークに提出）。成果指標としては、就職率（ただし、雇用保険適用とはしない）とする。

3 短期訓練給付金の支給

(1) 給付金の概要

- 短期訓練の受講を容易にするための生活支援として、一定の要件に該当する場合に給付金を支給（訓練受講手当及び通所手当）。
- 訓練受講手当は1か月（支給単位期間）あたり10万円とし、28日未満の場合は日額3,580円とする。通所手当は基準にそって実費相当を支給。

(2) 支給要件

- ① 公共職業安定所長の受講勧奨を受け、短期訓練を受講していること
- ② 雇用保険の基本手当を受給していないこと
- ③ 職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できる者ではないこと。
- ④ 月収8万円以下であること、本人を含めた世帯（※世帯の範囲は求職者支援制度と同じとする予定。）の収入が月25万円以下であること（収入要件（本人及び世帯））
- ⑤ 世帯の金融資産が300万円以下であること（資産要件）
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと（土地建物要件）
- ⑦ 全ての訓練を受講していること。やむを得ない場合であっても8割以上出席していること（出席要件）※カウント方法等は求職者支援制度の見直しと併せる予定。
- ⑧ 世帯に他に短期訓練の訓練受講手当や職業訓練受講給付金を受給していないこと（世帯に1人要件）
- ⑨ 過去3年間に不正をしていないこと（短期訓練含め）
- ⑩ 指定来所日に出頭すること
- ⑪ 既に短期訓練を受講し、給付金を受給していないこと（連続受講の場合等を除く）

※給付金は訓練期間のみ支給

※事業期間は1年であるが、延長された場合のインターバルをどうするかについては延長された場合には要検討。

(3) 支給手続

- 指定来所日においてハローワークに支給を申請し、ハローワークにおいて支給要件に合致するか等について事前審査を行い、協会で支給・不支給を決定。

(4) 不支給とする場合

- 以下の場合には不支給とする。
- ①給付金支給要件に合致しない場合（やむを得ない理由以外で欠席があった場合など）
- ②偽りその他不正の行為があった場合
- ③指定来所日に来所しない場合
- ④安定所長の指示に従わない場合（訓練終了後に就職支援措置を指示したが、従わない場合など）
- ⑤退校処分となった場合

4 不正受給への対応等

(1) 不正となる場合

- 不正な申告や申請書類等の偽造があった場合や、指定来所日に来所しない・就職支援拒否といったことを繰り返す場合には、不正として取り扱うこととする。

(2) 不正に対する考え方

- 基金訓練等において不正防止対策が大きな課題となったことなどを踏まえ、不正に対しては厳正に対処することとする。

○基本的には、①短期訓練は立法措置に基づくものではないこと、②補助金適正化法上、当該給付金は補助金適正化法の適用とならないこと、③他制度等の状況（懲罰的違約金は裁判で認められないこともあり得ること、他基金ではこのような違約金は設けていないこと等）等を踏まえ、求職者支援制度のような3倍返しや訓練実施機関に対する連帯納付は求めないこととするが、不正があった場合には別途加算金の納付を求めることとする。

○また、不正があった場合に、立入検査等を行う権限はないことから、申請の際に、「調査に協力する旨」の同意を得ることとする。

(3) 対処案

ア 加算金の請求

- ・支給を受けた日から納付の日までの日数に応じ、年利 10.95%の支払を求める（支給要領、支給申請書等に記載）。

イ 調査等の実施

- ・ハローワークは協会からの依頼に基づき、受講者への調査を実施。
- ・なお、申請の際に、調査への協力について同意を求めることとする（支給要領、支給申請書等に記載）。

ウ 短期訓練給付金等の不支給措置

- ・不正があった場合、以降支給しない。また、新たな申請も認めない。
- ・求職者支援訓練受講給付金の不支給（過去3年以内に不正を行った者は求職者支援訓練受講給付金を支給しないとしているが、この対象に短期訓練給付金の不正も含めることとする。）

エ 訓練実施機関による不正受給については、求職者支援制度の見直し内容（現在検討中）に合わせるものとする。

オ その他

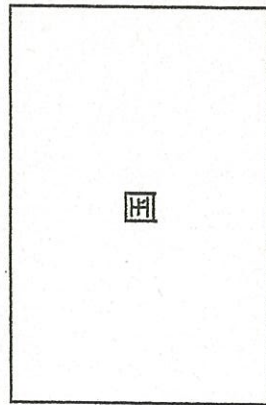
- ・訓練実施機関が結託して行った不正事案等については、訓練実施機関に対する損害賠償請求を積極的に検討するとともに、悪質なものについては告発を検討。

短期集中特別訓練事業の実施(未定稿)

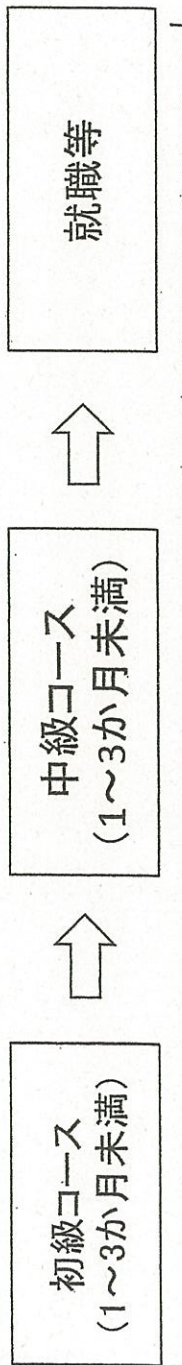
【趣旨】

- 雇用保険の受給対象外である者を対象。その中でも特に就労意欲はあっても、現行の求職者支援訓練の内容容では訓練受講が困難となっている者を対象
- このような者の中は、非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者も多いなど、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施する。
- なお、本事業は、一般会計で、緊急人材育成・就職支援基金を拡充して対応予定(平成26年度末まで)

【事業概要】



【訓練イメージ】



○段階的に能力を習得させるメニュー(専門実技中心)の提供

○民間教育訓練機関から申請された訓練コースを認定、訓練実施に対し、奨励金として12万円／人月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練について(未定稿)

1. 趣旨

○非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者などの中には、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施。

2. 事業概要

○雇用保険を受給することができない者のうち、段階を踏んだ訓練コースの受講が適当な者に対し、特別の訓練コースの無料での受講と、訓練期間中の生活支援を実施。
○受講者に対し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。

3. 事業規模等

○緊急人材育成・就職支援基金にメニューを追加するとともに、短期集中特別訓練事業の費用として、約150億円を積み増し。
○非正規労働者等約3万人を対象として民間教育訓練機関を活用して訓練を実施。(訓練費用として、訓練機関に対し、12万円/人月を支給。
○収入が一定以下等である者を対象として、訓練期間中の生活を支援するため、給付金(10万円/月)を支給。
○事業期間：平成26年度末まで

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練の概要①(未定稿)

1. 対象者

○雇用保険を受給できない者のうち、就職経験が少ない者など段階的に能力習得を行うことが適当と認められる者

2. 訓練内容

○就職に必要な基礎的能力から、専門実技中心の実践的能力を段階的に習得するもの

3. 訓練期間等

○訓練期間：各段階ごとに1～3か月未満

4. 訓練の認定

○民間教育訓練機関の申請に基づき、認定(※事務を委託可能)
○認定基準については求職者支援訓練における認定基準を参考に検討予定

5. 受講手続

○ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングを実施し、コースを選定した上で受講申込みを受付。
○受講希望者は訓練機関に申込書を提出。
○訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者とハローワークに通知。
○合格者に対し、ハローワークが訓練の受講をあっせん。

6. 特別訓練実施奨励金の支給

○訓練修了要件8割を満たした受講生1人あたり12万円／月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練の概要②(未定稿)

7. 特別訓練受講給付金の支給

(1) 種類と額

○受講手当(10万円/月)と通所手当

(2) 受給対象期間

○訓練実施期間中に1か月ごとに支給(後払い)

(3) 給付手続

○ハローワークが指定する日に受講生が来所し、支給申請。

○ハローワークで受講状況や要件について書類等で確認の後、協会に回付。協会で支給・不支給を決定。

(4) 支給要件※求職者支援訓練を踏まえ、設定(基金訓練より厳格化)

①出席要件(原則すべての訓練に出席することが必要)

②収入・資産要件

③指定来所日にハローワークの支援を受けること

④世帯でほかに当該給付金や求職者支援訓練における給付金を受給している者がいないこと

8. ハローワークによる就職支援

○訓練受講前 : ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施の上、訓練コースを選定・申込み。

○訓練期間中 : 月1回、ハローワークにおいて訓練の受講状況等を確認、訓練や就職に関連する相談支援。

○訓練終了後 : 終了後3か月を標準として就職支援。月1回、ハローワークにおいて、就職相談と次の指定来所日まで実施すべき求職活動を指示。

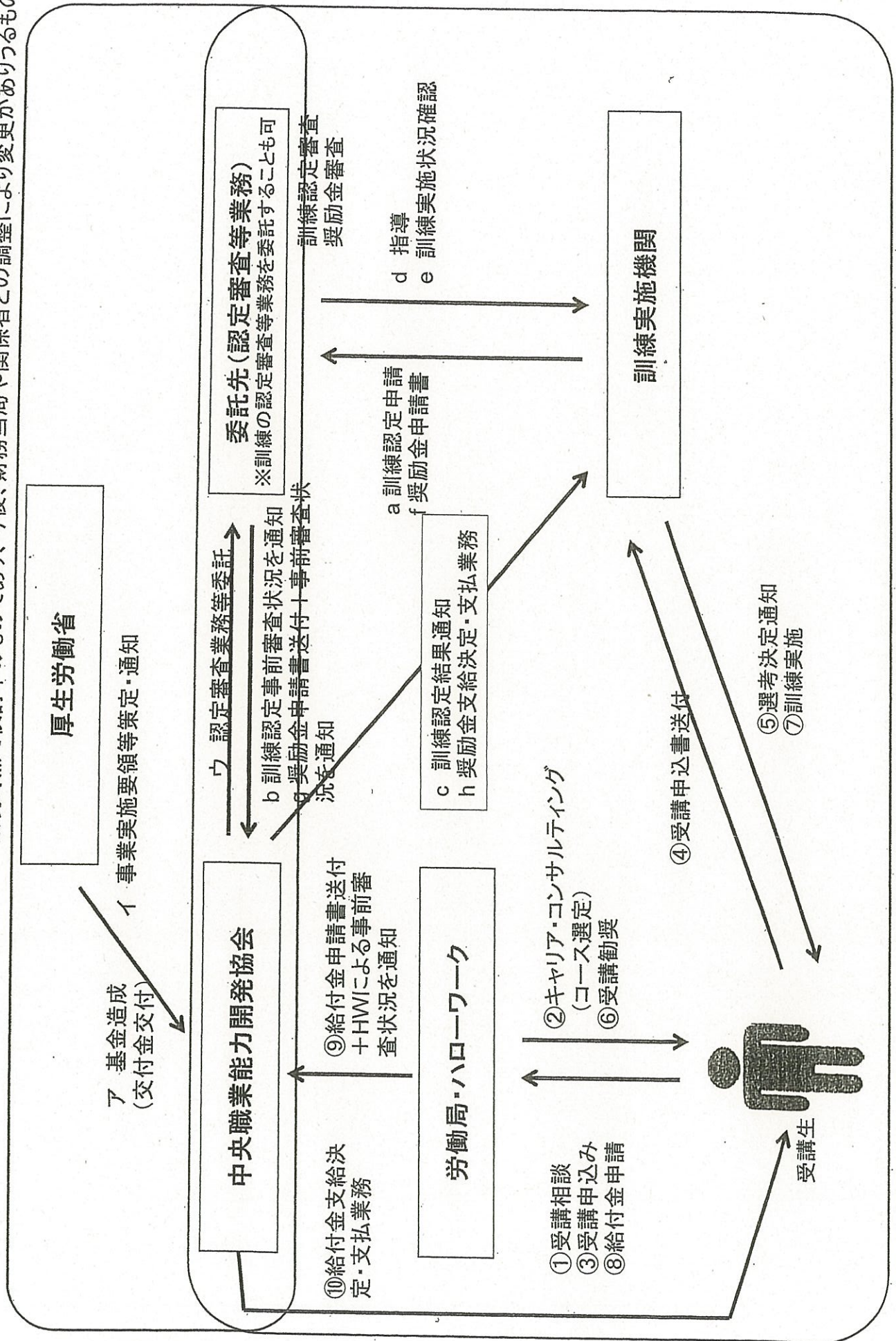
9. その他

※不正の取扱い(訓練機関、受講生)、訓練コースを中止する場合、給付金の不支給要件、既存訓練(公共訓練・求職者支援訓練)との関係について検討。

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練 事業概要(未定稿)

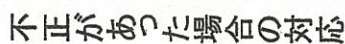
※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの



総括業務関係

事業実施関係

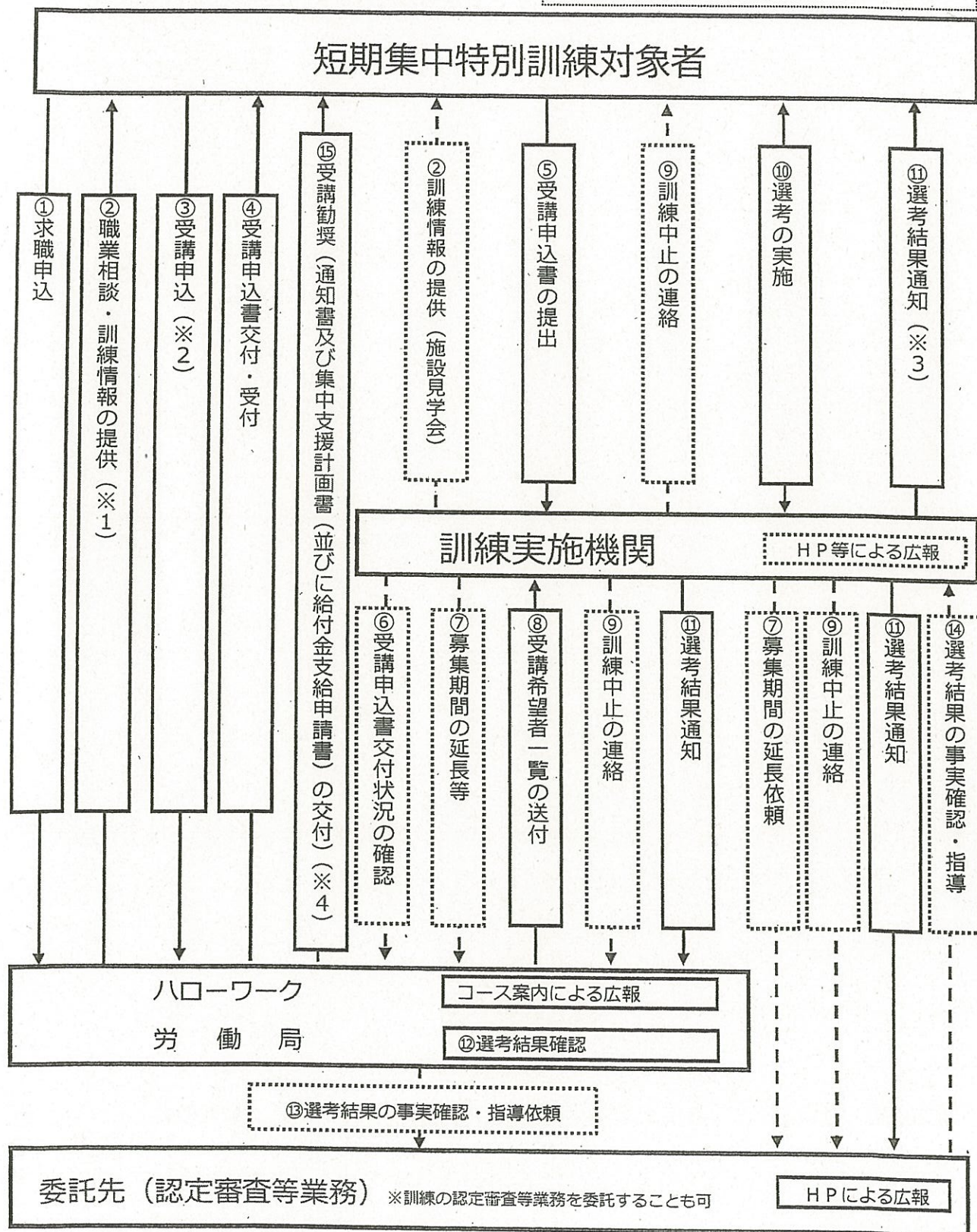
※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更があらうもの



短期集中特別訓練の流れ

<訓練開始前（主な流れ）>

—— 通常実施する事項
 - - - - - 必要に応じて実施する事項



※1：②の際に希望者に給付金関係の必要書類を交付します。

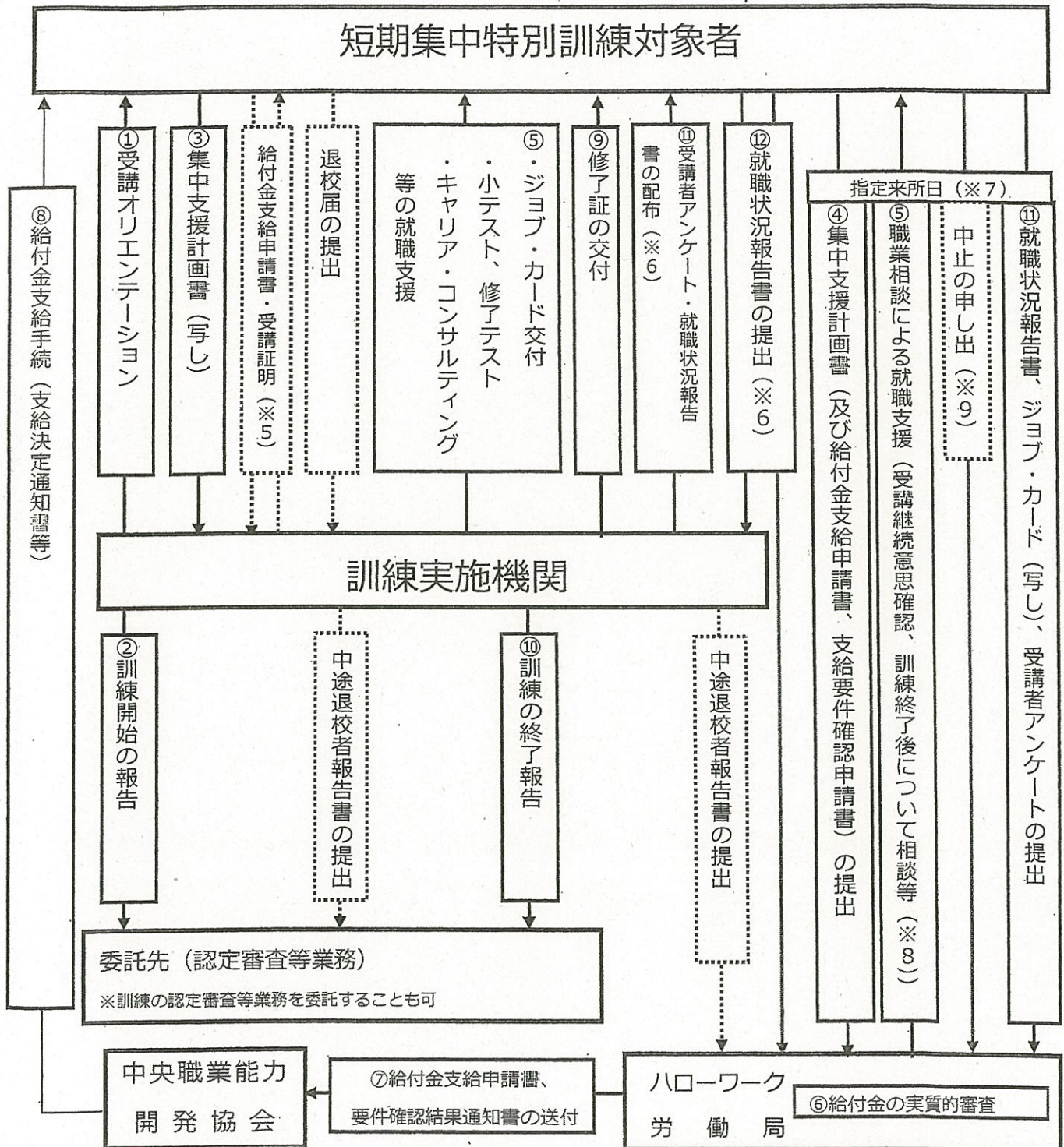
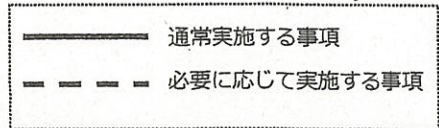
※2：③の際に②で交付した必要書類を提出します。

※3：⑪で合格した場合、対象者は訓練開始前に「選考結果通知」、「写真（4cm×3cm）」をハローワークに提出します。

※4：第1段階のみ、第2段階のみ、第1段階＋第2段階セットの受講勧奨。

短期集中特別訓練の流れ

<訓練期間中・訓練終了後（主な流れ）>



※5：原則、事前審査に該当し、給付金支給申請書を交付している場合に提出し、訓練実施機関が受講証明を行います。

※6：第1段階、第2段階をセットで受講する者については、就職状況報告書の配布、提出は第2段階のみ必要。

※7：指定来所日は、要領に給付要件として「指定された日にハローワークへ来所して職業相談を受けること」を設定。

※8：第1段階、第2段階をセットで受講勸奨した場合、原則、第2段階の受講前に、受講継続の意思を確認。

※9：第1段階、第2段階をセットで受講勸奨した場合の受講継続意思確認の際に、中止の申し出が可能。

基金訓練、求職者支援訓練、短期集中特別訓練の比較(未定稿)

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
1. 対象者	雇用保険を受給できない者	雇用保険を受給できない者	雇用保険を受給できない者
2. 財源	全額一般財源(緊急人材育成就職支援基金を積み増し)	雇用保険の付帯事業(国庫1/2、労使1/2) ※ただし、国庫については当面雇用保険の国庫負担と同様の暫定措置が適用(×55/100)	全額一般財源(緊急人材育成・就職支援基金を造成)
3. 実施主体	緊急人材育成・就職支援基金(中央職業能力開発協会)	国直轄	緊急人材育成・就職支援基金(中央職業能力開発協会)
4. 事業内容	無料の訓練機会の提供と、一定の要件に該当する場合に訓練期間中の生活支援のための給付金の支給など	無料の訓練機会の提供と、一定の要件に該当する場合に訓練期間中の生活支援のための給付金の支給など	無料の訓練機会の提供と、一定の要件に該当する場合に訓練期間中の生活支援のための給付金の支給など
5. 受講申込み	ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施した上で受付(訓練機関に受講申込み、選考を実施)、受講を勧奨	ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施した上で受付(訓練機関に受講申込み、選考を実施)、支援計画を策定し、支援指示(受講を指示)	ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施した上で受付(訓練機関に受講申込み、選考を実施)、受講を勧奨
6. 訓練類型	専門実技に重点をおき、短期集中的かつ2段階に分けた訓練を実施(各段階ごとに1～3か月未満) ※短期集中特別訓練→求職者支援訓練(実践コース)等は可能。	基礎コース(3～6か月):基礎的能力を習得 実践コース(3～6か月):基礎的能力から実践的能力までを習得(※公共職業訓練の連続受講も可能)	○Aグループ ・職業横断的スキル習得コース(3か月間):職業横断的な情報技術等を習得 ・基礎演習コース(3～6か月):就職に不調な基礎能力習得、職業選択の動機付け ○Bグループ ・実践演習コース(3～6か月):特定の職種の実践的能力の習得 ・社会的事業者等訓練コース(3～12か月):NPO等への就職に必要な技能の習得 ※Aグループ→Bグループ→公共職業訓練の連続受講も可能
7. 訓練の認定	中央職業能力開発協会が民間職業訓練機関の申請に基づき認定。(認定事務を委託可能)	厚生労働大臣(機構)が認定(※労働局が認定取り消し)	中央職業能力開発協会が認定(機構に認定事務を委託) ※プロポーザルを実施

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
8. 認定要件	☆基金訓練より要件を厳格化した求職者支援訓練における要件(認定基準)を踏まえ策定予定	☆訓練実績、講師などの要件を強化 ☆毎月及び修了時の到達度試験と修了時のジョブカードの作成を義務付け ☆訓練機関による就職支援を強化(就職支援の責任者の配置等)	☆基金訓練を満たすべき設備、講師の要件や就職支援の内容等を定めている
9. 訓練実施機関の範囲	専門学校、株式会社等の民間教育訓練機関	専門学校、株式会社等の民間教育訓練機関	専門学校、株式会社等の民間教育訓練機関
10. 訓練機関に対する支払	訓練機関に対し、訓練コースの実施について奨励金を支給。 ※12万円/人月(訓練の実施に対してのみ) ※申請先:訓練認定事務委託先 ※支払機関:中央職業能力開発協会	訓練機関に対し、訓練コースの実施について奨励金を支給。 ※新規設定:支払なし ※実施:訓練受講者数に応じた定額 →5~6万円/人月 就職率に応じた支給:0~2万円/人月 ※申請先:都道府県労働局 ※実施:都道府県労働局	訓練機関に対し、訓練コースの新規設定と訓練コースの実施について奨励金を支給。 ※申請先:機構 ※支払機関:中央職業能力開発協会 ※奨励金の種類 新規設定:0万円 訓練実施:0万円
11. 給付金の種類	○訓練を受講する者に対して訓練期間中の生活費を給付(主たる生計者要件は設定せず)月10万円 ※世帯において同時に複数の者は受給できない ○訓練機関に通うための交通費(実費)を支給 ※平均月1万円程度を想定 ○特別な融資制度は設けず	○訓練を受講する者に対して訓練期間中の生活費を給付(主たる生計者要件は設定せず)月10万円 ※世帯において同時に複数の者は受給できない ○訓練機関に通うための交通費(実費)を支給 ※平均月1万円程度を想定 ○訓練を受講する者に対して、希望者には貸付を給付に上乘せ 単身者:月5万円まで 他に世帯員を有する者:月10万円まで ※就職時の返済免除無 ○6年を1つの単位とし、その期間に原則1回の給付(最長2年)	○訓練を受講する主たる生計者に対して訓練期間中の生活費を給付 単身者:月10万円 扶養家族を有する者:月12万円 ※世帯において同時に複数の者は受給できない ※主たる生計者でなければ受給できない ○訓練を受講する主たる生計者に対して、希望者には貸付を給付に上乘せ 単身者:月5万円まで 扶養家族を有する者:月8万円まで ※就職時には半額返済免除有 ○2年分を限度として支給

短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
12. 給付金の要件 ○出席要件等を厳格化した求職者支援訓練における給付金の要件を踏まえ定める予定。	○主たる生計者要件は設定せず ※世帯において同時に複数の者は受給できない ○訓練期間中に一定の収入がないこと ・雇用保険の被保険者とならない程度の働き方(週20時間未満)→支給対象の月の収入が8万円以下であること ○本人及び同居の親、子、配偶者に一定の収入(月収25万円、年収換算300万円)がないこと(※2:一時的に別居していても生計維持関係にあると判断しうる親・子・配偶者を含む) ○本人及び同居の親、子、配偶者に一定の金融資産(300万円)がないこと※2 ○現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと ○訓練に全て出席すること(正当な理由がある場合を除く) 申請書提出:ハローワーク 支払機関:労働局	○原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること ※世帯において同時に複数の者は受給できない ※主たる生計者でなければ受給できない ○申請者本人について年収見込みが200万円以下であること ○世帯(※1)全体の年収見込みが300万円以下であること ○世帯(※1)全体で保有する金融資産(預貯金、債券、株式及び投資信託等)が800万円以下であること ※1:生計を一にする者(同居別居を問わず生計を同じくする者)全員 ○現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと ○訓練の出席日数が8割以上であること 受給資格認定申請:ハローワーク経由で中央職業能力開発協会 給付金申請書:訓練機関経由で中央職業能力開発協会 支払機関:中央職業能力開発協会
13. 給付金の申込み先 申請書提出:ハローワーク 支払機関:中央職業能力開発協会	申請書提出:ハローワーク 支払機関:労働局	受給資格認定申請:ハローワーク経由で中央職業能力開発協会 給付金申請書:訓練機関経由で中央職業能力開発協会 支払機関:中央職業能力開発協会
14. ペナルティ ○受講生 就職支援拒否等の場合のペナルティ(給付金不支給等)を検討中	○受講生 就職支援拒否等の場合のペナルティを強化 不正の場合には給付金の返還に加え、給付金の2倍相当額について納付命令(いわゆる3倍返し) ○訓練機関 不正があった場合には認定取消(全国的に実施している場合には全ての訓練を取り消し)、奨励金全額返還、受講生と結託した場合には受講生の給付金についても連帯責任として返還・納付命令	○受講生 不正があった場合には返還命令 ○訓練機関 不正があった場合には認定取消

基金訓練、求職者支援訓練、短期集中特別訓練の比較(要件等)(未定稿)

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
1. 対象者	① 安定所に求職の申込をしていること ② 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者でないこと ③ 雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者でないこと ④ 労働の意思及び能力を有していること ⑤ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと安定所長が認めた者であること ※雇用保険受給者は基本的には対象としない(特別な事情(未経験の分野への転職、病氣療養後、育休復帰後?)がある場合のみ認めることとするか?) ※公共の受講希望者は求職者支援訓練における給付金の対象とするか? ※求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満である者は除く(学び直しとの関係の規定?←1年限定事業であれば現実的にはないか?)	① 安定所に求職の申込をしていること ② 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者でないこと ③ 雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者でないこと ④ 労働の意思及び能力を有していること ⑤ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと安定所長が認めた者であること ※特定求職者に準ずる者(雇用保険受給者) ※従来の受講推薦を行う者(公共を受講し、給付金を受給しない者) ※求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満である者は除く	① 安定所に求職申込を行っている者 ② 現在有する技能・知識・職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適切であると判断され、キャリア・コンサルティングを経て公共職業安定所長による受講勧奨を受けた者 ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者 ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者 ⑤ 基金訓練又は公共職業訓練の期間で従前に受講したものと、新たに受講しようとする基金訓練の機関が合計して24か月を超えない者 ※雇用保険受給者は原則として対象としない。例外として、公共職業訓練に受講可能な訓練コースがない場合であって、基金訓練の受講が適切と判断される場合には、基金訓練の対象として差し支えない。
2. 訓練実施機関		規定なし	専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学(大学院)、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林業の団体、事業主団体等

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
3. 認定要件	【欠格要件】 ○国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。)、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと ○次のいずれにも該当しないこと。 (1) 法、職業能力開発促進法その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の罰金以上の刑に処せられてから5年を経過しない者 ※「その他職業能力開発に係る事業に関する法律」の例→ 職業安定法、著作権法等 (2) その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料をいう。)並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)をいう。)を適正に納付していないこと。	【欠格要件】 ○国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。)、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと ○次のいずれにも該当しないこと。 (1) 法、職業能力開発促進法その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の罰金以上の刑に処せられてから5年を経過しない者 ※「その他職業能力開発に係る事業に関する法律」の例→ 職業安定法、著作権法等 (2) その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料をいう。)並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)をいう。)を適正に納付していないこと。	【欠格要件】 ○教育訓練に関して教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であつて、当該事実が判明した日から2年を経過していないもの。 ○税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、緊急人材育成・就職支援基金による基金訓練実施機関とすることが相応しくない中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)会長が判断した者 ○認定計画申請日の前年(度)及び前々年(度)において、納付すべき税金、社会保険料又は労働保険料の未納があること。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者。 (6) 破壊活動防止法に定める破壊的団体及びその構成員 (7) 風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者 (8) 求職者支援訓練(基金訓練含む)及び短期集中特別訓練に係る不正行為をした者又は認定の取消し(不正行為をしたことを理由とするものを除く。)を受けて5年を経過しない者(不正行為をした者が法人等である場合は、当該法人等の役員又は従業員であつた者を含む。) (9) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (10) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法に基づく更生手続開始の申立てが行われている者 (11) 訓練実施者が法人等である場合は、役員のうち(1)から(10)までのいずれかに該当する者があること。	(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者。 (6) 破壊活動防止法に定める破壊的団体及びその構成員 (7) 風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者 (8) 求職者支援訓練(基金訓練含む)に係る不正行為をした者又は認定の取消し(不正行為をしたことを理由とするものを除く。)を受けて5年を経過しない者(不正行為をした者が法人等である場合は、当該法人等の役員又は従業員であつた者を含む。) (9) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (10) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法に基づく更生手続開始の申立てが行われている者 (11) 訓練実施者が法人等である場合は、役員のうち(1)から(10)までのいずれかに該当する者があること。	○ 中央協会又は中央協会からの業務委託先機関(以下「委託先機関」という。)が行う調査において不正受給を行おうとした者又は行った者であつて、当該事実が発覚した日から2年を経過していないもの ○ その他教育訓練の実施機関として明らかに適性を欠くと中央協会会長が判断した者又は判断する者

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	(12) 過去に短期集中特別訓練の実施に 関して不適切な行為をした者その他関係 法令に反した者等短期集中特別訓練を 実施させることが不適切であると中央職 業能力開発協会会長が認める者 ※「不適切な行為を行った者」の例 ・認定基準に反する訓練を行った者 ・労働局、機構の指導に正当な理由なく 従わなかった者 ・受講希望者が定員の半数に満たなかつ たこと以外の理由により訓練を中止した 者 ・認定を受けた内容を変更して訓練を実 施した者 ※その他の例 ・暴力団の共生者	(12) 過去5年間に行った求職者支援訓練 の実施に関して不適切な行為をした者そ の他関係法令に反した者等求職者支援 訓練を実施させることが不適切であると 機構が認める者 ※「不適切な行為を行った者」の例 ・認定基準に反する訓練を行った者 ・労働局、機構の指導に正当な理由なく 従わなかった者 ・受講希望者が定員の半数に満たなかつ たこと以外の理由により訓練を中止した 者 ・認定を受けた内容を変更して訓練を実 施した者 ※その他の例 ・暴力団の共生者	【事業実績】 これまでの入校状況、事業実績等にか んがみ、安定した事業運営が可能と認め られること ・認定計画申請日以前の直近1年間、 教育訓練を実施しており、入校実績・修 了実績を有する者又は認定計画申請日 以前に基金訓練の認定を受けたことがあ る者 ただし、教育訓練を主な業務としていな い事業主団体、事業主等が行う新規成 長・雇用吸収分野等訓練コースの実践演 習コース等については、認定計画申請日 以前の直近1年間、事業等継続している こと。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	【訓練実績】 ○ 過去の短期集中特別訓練において2以上の当該訓練を行った場合に、就職率が2以上の短期集中特別訓練について、30%未満でないこと。	【訓練実績】 ○ 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において2以上の求職者支援訓練を行った場合に、就職率が2以上の求職者支援訓練について、 ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 でないこと。 ○ 求職者支援訓練の就職率が、そのコース区分ごとに次に定める割合を下回った場合に、改善計画を提出したこと。 ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 ○ 過去に同分野に係る求職者支援訓練を行った場合に、当該求職者支援訓練の就職率が ・ 基礎コース:30%未満 ・ 実践コース:35%未満 でないこと。	【訓練実績】 ○ 初めての就職率30%未満等となった訓練実施機関が、同一都道府県内において同分野のコースの訓練計画の認定申請を行おうとする場合は、改善計画の提出が必要。 2回目の当該コースが再び就職率30%未満等となった場合、それ以降、当該訓練実施機関については、同一都道府県内の同分野のコースは認定されない。 ○ 修了後就職状況報告の回収率80%未満又は修了3か月以内就職状況報告の回収率60%未満である場合、改善計画の提出が必要。 2回目の当該コースが再び回収率が低い場合、それ以降、当該訓練実施機関については、同一都道府県内の同分野のコースは認定されない。
	○ 過去に実施した短期集中特別訓練の終了3か月以内の就職状況報告の回収率が全国において2コース以上が80%未満でないこと。	○ 過去に実施した求職者支援訓練の終了3か月以内の就職状況報告の回収率が連続する3年間に全国において2コース以上が80%未満でないこと。	【教科】 ＜対象となる教科＞ ○ 科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。
	【教科】 ＜対象となる教科＞ ○ 科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。		【教科】

短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
＜対象とならない教科＞ ○社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの ※職業能力の開発・向上に関連しないもの ※関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの ※職業能力のごく一部を開発・向上するにすぎないもの、通常の就職に当たって必要ないもの ○当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用結びつくことが期待し難いと認められるもの ○法令に基づき資格等に関するものその他の求職者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの ※業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年を超えるコース設定が必要なもの ※当該資格の社会的認知度が総じて低いもの ※法令に基づき資格であって、当該資格の取得に必要な試験に合格する者の数があらかじめ限られており、かつ、相当程度少ないもの ※特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可欠なもの	＜対象とならない教科＞ ○社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの ※職業能力の開発・向上に関連しないもの ※関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの ※職業能力のごく一部を開発・向上するにすぎないもの、通常の就職に当たって必要ないもの ○当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用結びつくことが期待し難いと認められるもの ○法令に基づき資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの ※業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年を超えるコース設定が必要なもの ○法令に基づき資格の社会的認知度が総じて低いもの、(ii)合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、(iii)専ら公務員としての就職の要件となっているもの ○特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可欠なもの ○これまでの入校状況、事業実績等にかんがみ、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、認定計画申請日以前の直近1年間、教育訓練を実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること ※教育訓練が主な業務でない事業主団体、事業主は、認定申請日以前の直近1年間に事業を継続実施していること。	○直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があるも、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。 ○通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても段階的に安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの ○業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年を超えるコース設定が必要なもの ○資格取得を目的としたもののうち、(i)当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、(ii)合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、(iii)専ら公務員としての就職の要件となっているもの ○特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可欠なもの ○これまでの入校状況、事業実績等にかんがみ、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、認定計画申請日以前の直近1年間、教育訓練を実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること ※教育訓練が主な業務でない事業主団体、事業主は、認定申請日以前の直近1年間に事業を継続実施していること。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	【訓練時間】 ○1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上 ※ 50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間として算定できる。 【訓練期間】 ○1か月以上3か月未満であって、訓練内容に照らして適切な期間であること。	【訓練時間】 ○1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上 ※ 50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間として算定できる。 【訓練期間】 ○3か月以上6か月以下で、訓練内容に照らして適切な期間であること。	【訓練時間】 ○1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上 ※ 50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間として算定できる。 【訓練期間】 ○職業横断的スキル習得訓練コース:3か月程度 ○新規成長・雇用吸収分野等訓練コース(基礎) 演習コース、実践演習コース:3～6か月程度
	【訓練の態様】 ○ 通所の方法によって行うこと。	【訓練の態様】 ○ 通所の方法によって行うこと。	【訓練の態様】 ○ 通信・eラーニングは不可
	【講師】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。 ※講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件(※)に適合すると認められる者とする。※例)大卒、4年以上の実務経験、指導に関する講習修了、5年程度の実務経験	【講師】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。 ※講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件(※)に適合すると認められる者とする。※例)大卒、4年以上の実務経験、指導に関する講習修了、5年程度の実務経験	【講師】 ○ 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務を確保すること。具体的には次の要件を全て満たすこと。 ・ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件(※)に適合すると認められる者とする。※例)大卒、4年以上の実務経験、指導に関する講習修了

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	※全ての講師に、指導等業務の経験は必ずしも求めない。 [具体的講師要件例] ① 担当する科目の訓練内容に関する職業訓練指導員免許を有する者 ② 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者又は職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の厚生労働大臣が定める講習を修了した者 ③ 担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者 ④ 学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者であって、かつ担当する科目の訓練内容に関する指導経験を1年以上有する者	※全ての講師に、指導等業務の経験を求めるものであること。	○職業横断的スキル習得訓練コース(IT基礎分野)及び実践演習コース(IT分野)を担当する講師は、当該分野の専門的な指導経験(職業訓練等における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であり、講師として相応しい者であること。 ・ 基礎演習コースを担当する講師は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う「ワークガイダンス講習を担当講師育成講座」を修了することが望ましいこと。 ・ 企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。
	※IT分野の科目を担当する講師の「適切な経験」とは、具体的には次のとおりであること。 当該分野の専門的な指導経験(職業訓練等における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であること。 ・ 企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。	※IT分野の科目を担当する講師の「適切な経験」とは、具体的には次のとおりであること。 当該分野の専門的な指導経験(職業訓練等における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であること。 ※ 自己理解、職業意識、表現スキル、人間関係スキル等に関するカリキュラムを担当する講師は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う「ワークガイダンス講習を担当講師育成講座」を修了することが望ましいこと。 ・ 企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。	○職業横断的スキル習得訓練コース(IT基礎分野)及び実践演習コース(IT分野)を担当する講師は、当該分野の専門的な指導経験(職業訓練等における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であり、講師として相応しい者であること。 ・ 基礎演習コースを担当する講師は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う「ワークガイダンス講習を担当講師育成講座」を修了することが望ましいこと。 ・ 企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	・ 講師の数は、実技(パソコン)を使用する科目を含む。)にあつては受講者15人までは1人、15人を超えるときは2人以上(助手を含む。)の配置を標準とし、学科にあつては受講者30人までは1人の配置を標準とすること。 ・ 上記に加え、実技の実施に伴う危険の程度や、指導の難易(度)、受講者の特性を踏まえ、きめ細かい指導の必要性に応じた必要な講師の数を確保すること。	○ 助手については、訓練内容に関する知識を有し、講師の指示のもと受講者への指導ができるなど求職者支援訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者として訓練実施機関が認めた者であること。 ○ 日々の訓練時間外に最低1時間以上、質疑応答ができる講師の支援体制があること。	・ 講師の数は、実技(パソコン)を使用する科目を含む。)にあつては受講者15人までは1人、15人を超えるときは2人以上(助手を含む。)の配置を標準とし、学科にあつては受講者30人までは1人の配置を標準とすること。 ・ 上記に加え、実技の実施に伴う危険の程度や、指導の難易(度)、社会的事業者等訓練コースの受講者の特性を踏まえ、きめ細かい指導の必要性に応じた必要な講師の数を確保すること。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	【施設】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。 ○ 教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。 ○ 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること ○ 事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること(衝立等の仕切りは不可) ○ 受講者が快適に教育訓練を受講できる照明・空調・換気・トイレ(男女別であること)、洗面所等施設・設備が整備されていること ※教室及び自習用教室(確保する場合)は、全面禁煙であること。休憩室又は昼食場所を確保する場合は、禁煙又は分煙対策が施された場所であること 【設備】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること ○ 教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材(ホワイトボード等)が必要数整備されていること ○ 実技を行う教室・実習室は、教育訓練の内容や程度、受講者数に応じて適切かつ効果的かつ安全に実施できる設備、備品等(例えば、パソコン、ソフトウェア等)が必要数整備されていること	【施設】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。 ○ 教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。 ○ 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること ○ 事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること(衝立等の仕切りは不可) ○ 受講者が快適に教育訓練を受講できる照明・空調・換気・トイレ(男女別であること)、洗面所等施設・設備が整備されていること ※教室及び自習用教室(確保する場合)は、全面禁煙であること。休憩室又は昼食場所を確保する場合は、禁煙又は分煙対策が施された場所であること 【設備】 ○ 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること ○ 教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材(ホワイトボード等)が必要数整備されていること ○ 実技を行う教室・実習室は、教育訓練の内容や程度、受講者数に応じて適切かつ効果的かつ安全に実施できる設備、備品等(例えば、パソコン、ソフトウェア等)が必要数整備されていること	○ 教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること ○ 実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること ○ 事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること(衝立等の仕切りは不可) ○ 受講者が快適に教育訓練を受講できる照明・空調・換気・トイレ(男女別であること)、洗面所等施設・設備が整備されていること 【設備】 ○ 教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材(ホワイトボード等)が必要数整備されていること ○ 実技を行う教室・実習室は、教育訓練の内容や程度、受講者数に応じて適切かつ効果的かつ安全に実施できる設備、備品等(例えば、パソコン、ソフトウェア等)が必要数整備されていること

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	○労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること ○訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記のほか、次の要件を全て満たしていること。 イ パソコンは、受講者1人1台の割合で設置されていること。 ロ ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること(体験版の使用は含まない。) ※ OSは「Windows XP相当」以上のバージョンであること	○労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること ○訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記のほか、次の要件を全て満たしていること。 イ パソコンは、受講者1人1台の割合で設置されていること。 ロ ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること(体験版の使用は含まない。) ※ OSは「Windows XP相当」以上のバージョンであること	○労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること ○訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記のほか、次の要件を全て満たしていること。 イ パソコンは、受講者1人1台の割合で設置されていること。 ロ ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること(体験版の使用は含まない。)
	※ソフトウェアの種類(バージョンの新旧)は、認定申請時点で最新のもののより2つ前以降のものであること。 注)訓練の内容により必要がある場合は、ソフトウェアの種類を変更して指定することも可能。 ※インターネットの接続が必要な訓練内容の場合、訓練時間中に全てのパソコンがインターネットに接続できること。 ※プリンターは、受講者10人に1台(レーザープリンタの場合は30人に1台)以上の割合で設置されていること。	※ソフトウェアの種類(バージョンの新旧)は、認定申請時点で最新のもののより2つ前以降のものであること。 注)訓練の内容により必要がある場合は、ソフトウェアの種類を変更して指定することも可能。 ※インターネットの接続が必要な訓練内容の場合、訓練時間中に全てのパソコンがインターネットに接続できること。 ※プリンターは、受講者10人に1台(レーザープリンタの場合は30人に1台)以上の割合で設置されていること。	

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	※ビデオプロジェクト等により授業中に講師のパソコンの画面を受講者が常時確認できること。※教室はOAフロア又はパソコンの配線が固定され、安全措置が執られていること。 ※日々の訓練時間外に最低1時間以上、パソコンの時間外利用が可能であること。 ※その他当該訓練科のカリキュラムに記載した設備・機器を使用できること。 【教材】 ○申請職業訓練の内容に整合的であり、かつ、適切な費用の教材を使用すること。	※ビデオプロジェクト等により授業中に講師のパソコンの画面を受講者が常時確認できること。※教室はOAフロア又はパソコンの配線が固定され、安全措置が執られていること。 ※日々の訓練時間外に最低1時間以上、パソコンの時間外利用が可能であること。 ※その他当該訓練科のカリキュラムに記載した設備・機器を使用できること。 【教材】 ○申請職業訓練の内容に整合的であり、かつ、適切な費用の教材を使用すること。	【教材】 ○認定された訓練カリキュラムとの整合性があり、教育訓練効果が期待できる教材・消耗品を使用すること。
	【費用】 ○受講費用は無料であること。 申請職業訓練を受講する求職者が所有することとなる教科書その他の教材等に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。 【就職支援】 ○担当キャリアコンサルタント(ジョブカード講習を修了し、厚生労働省又は登録団体に登録されたキャリアコンサルタント)を原則として訓練施設内に配置し、受講者にコンサルティングを訓練期間中に毎月1回行うこと(受講前にジョブ・カード交付が行われていない1ヶ月訓練の受講者はコンサルティングを2回以上)。 なお、訓練施設内にキャリアコンサルタントが配置されていない場合は、外部のキャリアコンサルタントによるコンサルティングを行うこと。	【費用】 ○受講費用は無料であること。 申請職業訓練を受講する求職者が所有することとなる教科書その他の教材等に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。 【就職支援】 ○担当キャリアコンサルタント(ジョブカード講習を修了し、厚生労働省又は登録団体に登録されたキャリアコンサルタント)を訓練施設内に配置し、受講者に、コンサルティングを訓練期間中に3回以上行うこと。	【費用】 ○受講費用は無料であること。ただし、受講者の所有となる教科書、実習服等は除くこと。 【就職支援】 ○ジョブ・カード講習修了者又は(訓練開始日前の)講習受講予定者を配置し、受講者に、コンサルティングを訓練期間中に3回以上行うこと。

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	○受講者の就職の支援に関する措置に係る支援責任者を配置すること。 ○受講者の求職活動及び訓練受講の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。 ①職業相談 ②求人情報の提供 ③訓練情報提供 ④履歴書の作成に係る指導 ⑤公共職業安定所が行う就職説明会の周知 ⑥公共職業安定所への訪問指示 ⑦求人者に面接するに当たっての指導 ⑧当該求職者の職歴、職業能力開発に係る経歴等が記載された書面(ジョブ・カード)の作成及び交付 ⑨その他申請職業訓練を受ける求職者の就職の支援のため必要な措置 ※職場見学等の機会提供 ※地域の雇用情勢等に関する就職講話 ※キャリア・コンサルタントを招へいた ※個別相談※ 職業紹介(無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。)	○求職者の就職の支援に関する措置に係る就職支援責任者を配置すること。 ※就職支援責任者の要件は、担当キャリアコンサルタントと同じ。 ○特定求職者の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。 ①職業相談 ②求人情報の提供 ③履歴書の作成に係る指導 ④公共職業安定所が行う就職説明会の周知 ⑤公共職業安定所への訪問指示 ⑥求人者に面接するに当たっての指導 ⑦当該求職者の職歴、職業能力開発に係る経歴等が記載された書面(ジョブ・カード)の作成及び交付 ⑧その他申請職業訓練を受ける求職者の就職の支援のため必要な措置 ※職場見学等の機会提供 ※地域の雇用情勢等に関する就職講話 ※キャリア・コンサルタントを招へいた ※個別相談※ 職業紹介(無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。)	○訓練期間中及び訓練修了後に受講者に対して行う就職支援(次のいずれかを行い、このうち、下線部(②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪)は必ず行う)の内容について、訓練計画に明記し、実施すること。 ①職場見学等の機会提供 ②就職個別相談の実施 ③地域の雇用情勢等に関する就職講話 ④求人情報の提供 ⑤履歴書・職務経歴書の書き方指導 ⑥就職マッチングイベント等の情報提供 ⑦公共職業安定所への受講者の誘導(訓練修了前1か月前後に求職活動のための時間を確保すること) ⑧面接の指導 ⑨キャリア・コンサルタントを招へいた ⑩個別相談⑩職業紹介(無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。) ⑪ジョブ・カードの作成支援及び交付

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	【習得状況の評価】 ○訓練期間1月ごとに少なくとも1回(訓練期間が1ヶ月以内の場合は訓練期間内に適宜習得度を把握する)、習得された技能及びこれに関する知識の習得度を把握する。 また、訓練終了前に訓練修了評価を行い、その結果を当該求職者の職歴、職業能力開発に係る経歴等が記載された書面(ジョブ・カード)に記載すること。	【習得状況の評価】 ○訓練期間1月ごとに少なくとも1回、習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うとともに、訓練終了前に修了評価を行い、その結果を当該求職者の職歴、職業能力開発に係る経歴等が記載された書面(ジョブ・カード)に記載すること。	【習得状況の評価】 ○訓練日数の8割以上を受講しているとともに習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了とすることとし、この要件に該当する受講者に対して、修了証を発行すること。
	【実習】 ○実習が行われる事業所の事業主が行う業務の遂行の課程内における実務を通じて実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること ○実習が行われている事業所の事業主と雇用関係を伴わないこと ○実習実施機関において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置すること ○安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練を含むものであること ○訓練を受ける者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをするものであること ○当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、訓練実施機関の欠格要件に該当しない者であること	【実習】 ○実習が行われる事業所の事業主が行う業務の遂行の課程内における実務を通じて実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること ○実習が行われている事業所の事業主と雇用関係を伴わないこと ○実習実施機関において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置すること ○安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練を含むものであること ○訓練を受ける者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをするものであること ○当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、訓練実施機関の欠格要件に該当しない者であること	【実習】 ○実際に生産活動や営業活動を行っている事業所における雇用関係に入らずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること ○実際に生産活動や営業活動を行っている事業所における雇用関係に入らずに行う実習形式による実践的な訓練内容であること ○訓練実施事業所の就業規則に基づく所定労働時間内に行われるものであること ○企業実習先の訓練には、実習指導者、訓練評価者、管理責任者を1名以上確保していること。ただし、それぞれは兼務できること ○安全衛生に関する知識・技術の習得を目的とした訓練カリキュラムを含んでいること ○安全、衛生、その他の作業条件について労働基準法及び労働安全衛生法の規定

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	【就職状況の報告】 ○短期集中特別訓練の終了日から起算して4か月以内の間に、同日から起算して3か月以内に就職した修了者の数その他の就職に関する状況を、認定業務委託先機関に報告すること	【就職状況の報告】 ○当該求職者支援訓練の終了日から起算して4か月以内の間に、同日から起算して3か月以内に就職した修了者の数その他の就職に関する状況を、機構に報告すること 【訓練実施体制】 (帳簿の保管) ○訓練の実施日その他の訓練に関する事項を記載した帳簿を適切に保管すること (苦情処理体制の整備) ○苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること ※苦情は講師以外の者が受け付けること	【就職状況の報告】 ○訓練修了者及び就職のために中退した者の訓練修了後3か月以内の就職状況を報告すること 【訓練実施体制】 ○施設・設備及び訓練指導体制等の教育訓練全般に係る責任者を1名配置 ○ジョブ・カード講習修了者又は(訓練開始日前の)講習受講予定者を配置すること(再掲) ○受講者等からのクレームに対して、誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保できること ○訓練受講者からの問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1名以上配置する体制を整備
	(施設責任者) ○施設ごとに、訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者を配置すること(講師) ※当該訓練科の担当講師を配置すること(再掲) ※日々の訓練時間外に最低1時間以上、質疑応答ができる講師の支援体制があること(再掲)	(施設責任者) ○施設ごとに、訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者を配置すること(講師) ※当該訓練科の担当講師を配置すること(再掲) ※日々の訓練時間外に最低1時間以上、質疑応答ができる講師の支援体制があること(再掲)	○個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することがないような管理運営を行うことができる機関であること。
	(個人情報保護) ○受講者の個人情報を取り扱うに当たって、当該者の権利及び利益を侵害することの無いような管理及び運営を行うこと。	(個人情報保護) ○受講者の個人情報を取り扱うに当たって、当該者の権利及び利益を侵害することの無いような管理及び運営を行うこと。	

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	(就職支援責任者) ○求職者の就職の支援に関する措置に係る就職支援責任者を配置すること(再掲) ○上記のほか、訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。 (事務担当者) ※受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置すること。 【災害補償】 ○職業訓練を行う際災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること。 ※ 全受講者の訓練期間中(企業実習中を含む。)の災害補償制度を措置すること。 ※ 受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害保険制度について、受講者に情報提供すること。 【その他】 ○申請職業訓練の適正な実施の確保のための措置が講じられるものであること。 ※訓練実施のための体制を整備すること。 ※広告基準を遵守すること。 ※これまでの訓練の修了率が不適切な水準ではないこと。 ※これまでの訓練について、相当程度の苦情を受けていないこと。	(就職支援責任者) ○求職者の就職の支援に関する措置に係る就職支援責任者を配置すること(再掲)。 ○上記のほか、訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。 (事務担当者) ※受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置すること。 【災害補償】 ○職業訓練を行う際災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること。 ※ 全受講者の訓練期間中(企業実習中を含む。)の災害補償制度を措置すること。 ※ 受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害保険制度について、受講者に情報提供すること。 【その他】 ○申請職業訓練の適正な実施の確保のための措置が講じられるものであること。 ※訓練実施のための体制を整備すること。 ※広告基準を遵守すること。 ※これまでの訓練の修了率が不適切な水準ではないこと。 ※これまでの訓練について、相当程度の苦情を受けていないこと。	【災害補償】 ○全受講者の訓練期間中(企業実習中を含む。)の災害補償制度を措置すること。 ○受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害保険制度について、受講者に情報提供すること。

4. 奨励金支給要件	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
【支給要件等】 訓練を適切に行う者又は行った者 ・1人につき12万円 ・支給単位期間(P)又は支給対象期間を通過して、受講した日数が同期間の訓練実施日数の80%以上(すなわち出席率80%以上)の者に限る * 支給単位期間の日数が28日未満の場合、1人につき6,000円に訓練実施日数を乗じた額	【支給要件等】 訓練を適切に行う者又は行った者 ●基礎コース・基本奨励金 ・1人につき6万円 ・支給対象期間を通過して、受講した日数が同期間の訓練実施日数の80%以上(すなわち出席率80%以上)の者に限る * 支給単位期間の日数が28日未満の場合、1人につき3,000円に訓練実施日数を乗じた額	【対象要件】 ①安定所長の受講勧奨又は受講推薦により、基金訓練又は公共職業訓練を受講する者 ②雇用保険受給をできない者 ③雇用対策法施行規則第1条の4に規定する就職促進手当及び第2条に規定する訓練手当の受給ができない者 ④世帯の主たる生計者	【支給要件等】 ①計画書に基づき訓練が実施されていることとが、支給申請書及び添付書類から確認できること。 ②支給申請の申請の手続きが適正に行われていること。 ③1か月未満の最終の算定月の訓練の実施が10日未満の場合は、支給しない。
5. 給付金支給要件	⑥求人者に面接するに当たっての指導	●実践コース・付加奨励金 ・実践コースを実施し、基本奨励金を受給する実施機関であって、実践コースを終了した日から起算して3か月を経過する日までの就職率が以下の①又は②に掲げる率に該当する訓練を行った者 ①就職率が40%以上55%未満 1人につき1万円 * 支給単位期間の日数が28日未満の場合は、1人につき500円に訓練実施日数を乗じた額 ②就職率が55%以上 1人につき2万円 * 支給単位期間の日数が28日未満の場合は、1人につき1,000円に訓練実施日数を乗じた額	④支給額 訓練に1日以上出席した受講者数に以下の月額を乗じた額 ・職業横断的スキル習得訓練コース6万円 ・新規成長・雇用吸収分野等訓練コース10万円 - 基礎演習コース10万円 - 実践演習コース6万円 - 社会的事業者等訓練コース10万円

	短期集中特別訓練(仮称)	求職者支援訓練	緊急人材育成支援事業(基金訓練)
	⑦当該求職者の職歴、職業能力開発に係る経歴等が記載された書面(ジョブ・カード)の作成及び交付 ⑧その他申請職業訓練を受ける求職者の就職の支援のため必要な措置 ※職場見学等の機会提供 ※地域の雇用情勢等に関する就職講話 ※キャリア・コンサルタントを招へいた個別相談※ 職業紹介(無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。)	【収入要件】 ①当該特定求職者の収入額が8万円以下であること ②当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子、及び父母(同居配偶者等)の収入額を合算した額が25万円以下であること 【資産要件】 ③当該特定求職者及び同居配偶者等の所有する金融資産の合計額が300万円以下であること ④当該特定求職者が現に居住している土地及び建物以外に、土地及び建物を所有して 【出席要件】 ⑤求職者支援訓練等の全ての実施日に当該求職者支援訓練等を受講していること。ただし、やむを得ない理由により受講しなかった日がある場合(やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日がある場合を除く。)は、受講日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割以上であること 【その他】 ⑥同居配偶者等が、受講手当の支給を受けた求職者支援訓練等を受講していないこと ⑦過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法10条1項に規定する失業等給付若しくは同法第4章の規定により支給される給付金又は雇用対策法第18条に規定する職業転換給付金若しくは職業転換給付金に相当する給付金の支給を受けたことがないこと 【インターバル】 ※6年以内に給付金を受給している場合は不支給	【収入要件】 ⑤年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以上である者 【資産要件】 ⑥世帯を構成する者全員の保有する金融資産の合計が800万円以下である者 ⑦現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者 【出席要件】 訓練の8割以上を出席しなかった場合は支給しない ※やむを得ない理由がある場合には出席扱い 【その他】 ①～⑧のいずれにも該当すること。また、支給申請時に①の訓練が行われる日が10日以上あること ⑧過去3年間に不正行為により国の給付金等の支給を受けた者でない者 以前に給付金の支給を受けた月数と合計して24か月を超える場合は支給しない

短期集中特別訓練の認定の取扱い

1 訓練実施規模の管理

訓練実施規模を迅速かつ的確に管理するためには、都道府県に設置された認定審査団体が認定数の進捗管理する必要がある。

したがって、中央職業能力開発協会は、都道府県毎の訓練認定上限値を決定した上で認定審査業務委託先機関に対して提示し、当該委託先機関の都道府県施設は当該訓練認定数の範囲内の規模で認定が行われるよう、審査業務を迅速かつ的確に行う。

➤ 認定規模の算出

各都道府県の認定規模は、各都道府県の求職者支援訓練特定求職者数(*)及び求職者支援訓練受講者数から算出する(求職者支援訓練の算出方法を準用)。

* 特定求職者数は、新規求職者数から雇用保険受給者数及び在職者数を減じる。

2 認定方法

(1) 事業実績

訓練(実施機関)の認定は、申請内容の評価を選定点数化し、選定点数の高い機関から選定する(求職者支援訓練の新規参入の取扱いを準用)。

➤ 評価事項 訓練内容、就職支援内容、企業実習の設定、キャリア・コンサルタントの配置状況 等

(2) 訓練実績

＜26 年度当初に同一県内において同時に複数コースを開講した場合のみ該当＞

短期集中訓練の事業期間中に 2 度目の認定申請が行われた場合、以前に行われた短期集中訓練の就職率が 30%を下回る場合は、認定の対象外とする。

* 現在の求職者支援制度見直しの検討において、イエローカードのみ(基礎コース 30%、実践 35%)とする案を参考

2 訓練実績の要件

訓練実施機関の認定にあたっては、訓練開始予定日から遡って 3 年間ににおいて、職業訓練を適切に行っていたことがあることとする。

3 訓練の実施方法

短期間での就職実現可能性をより高める上で、実技の重点化を図る必要があるため、実技については訓練全体の 5 割以上を設定可能とする。一方で、ある程度の専門知識の習得も必要であることから、座学を 3 割まで設定するものとする。また、企業実習も実践力を付与する上で必要があるものの、安易に労働力とされないため、全体の 2 割以内とする。

➤ 訓練構成 実技(5 割以上)＋座学(3 割以内)＋企業実習(2 割以内)

4 就職率の算定

短期集中訓練の特徴として、訓練第一段階から第二段階或いは実践コースへの連続受講等、他の訓練よりも連続受講の割合が高まることが想定されるところである。

このため、就職率の算定は、計算式の分母から「他の訓練受講者等」を除くこととする。

$$\frac{\text{訓練修了者のうち就職者} + \text{就職理由中退者}}{(\text{訓練修了者} + \text{就職理由中退者}) - \text{他の訓練受講者等}}$$

5 キャリア・コンサルティング（ジョブ・カードの活用）の実施

訓練実施期間中において、毎月1回、ジョブ・カードの活用によるキャリア・コンサルティングを行い、訓練習得度の評価内容等の記載を行うとともに、今後の求職活動の方向性等について助言・指導を行う（受講前にジョブ・カード交付が行われていない1ヶ月訓練の訓練対象者は、1ヶ月の訓練期間内に計2回以上のキャリア・コンサルティングを実施）。

なお、キャリア・コンサルティングの実施にあたっては、訓練実施施設にキャリア・コンサルタントが配置されていない場合は、外部のキャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを可能とする。

6 訓練実施機関に対する奨励金の支給要件

(1) 奨励金支給要件

奨励金支給要件は、出席率 80%以上とする。

(2) 中途退校者(28日未満)の奨励金支給額

6,000 円 (120,000 円 / 20 日) × 訓練実施日数 (上限 12 万円 / 月)

* インセンティブの支給は行わない。

短期集中特別訓練事業のキャリアイメージ

就職先：ビル設備管理会社等

ビル設備管理会社における補助的スタッフとしての就職を目指す

就職先：福祉サービス・介護施設等

介護施設における補助的スタッフとしての就職を目指す

ビル設備管理基礎科（第2段階）

職務：設備管理

ビル設備（給排水・設備等）について、日常的な点検の他、排水溝の悪臭、警報発動防火シャッターの誤作動等の突発的なアクシデントに手際よく対応するための機械、電気等各種機器等の応用的な知識、技能・技術を習得する。

ビル設備管理基礎科（第1段階）

職務：設備点検

ビル設備（給排水・設備等）について、日常点検及び定期点検を適切に行うための点検において異常を発見できる基礎的な知識、技能を習得する。

介護職員基礎科（第2段階）

職務：訪問介護

施設・訪問介護において、高齢者等の介助や生活支援をするため、認知症ケアや要介護等の知識を理解し、適切に対応するための介護の基礎知識、技能・技術（介護職員初任者研修修了程度）を習得する。

介護職員基礎科（第1段階）

職務：施設介護

施設介護において、有資格者の指示に基づき部分的介助をするため、車いすや杖等の様々な用具・機器の基本的使用方法や体位変換、食事、入浴、睡眠等からの仕組みの基本を理解し、介護の基礎知識、技能を習得する。

作業を行う上で必要最低限の能力を付与